

別表

諮問 番号	請求内容	対象公文書及び却下理由	審査請求人の主張	実施機関の主張
1135	<p>不利益処分に係る審査請求の対応において、人事委員会（事務局）が審査請求人との連絡を電子メールにより行うことを禁止している旨が明確に記載されている全ての情報・文書（規定等を含む）</p>	<p>&lt;対象公文書&gt; 不利益処分についての審査請求に関する規則</p> <p>&lt;却下理由&gt; 不利益処分に係る審査請求手続において、書面等の提出を電子メールにより行うことを認めていない旨が記載されている同規則については、東京都例規集データベース等により公開されており、開示対象外である【条例18条2項に該当】。</p>	<p>請求却下の処分を取り消し、開示請求した公文書を全て開示せよ。</p> <p>不利益処分についての審査請求に関する規則73条及び74条を処分庁は想定していると推測するが、これらの規定はメールでの連絡を「明確に」禁止するものではない。さらに、本件開示請求の対象はメールでの「連絡」を明確に禁止する文書であって、同73条及び74条が規定する書面の提出以外の連絡も広く含んでいる。よって、同規則が公開されている事実を以て請求を却下する理由とはならない。</p>	<p>不利益処分についての審査請求に関する規則73条は、審査請求手続における書面等の提出方法を明記したものである。これらの条項に記載のない電子メールについては認めていないところである。</p> <p>また、同規則については、書面提出以外の連絡を目的とする審査手続に関する疑問などの照会等について除外しているものではない。</p>